

4 運営指導における指導内容について

1. 運営指導とは

- 運営指導は、都道府県又は市町村が主体となり、その指定、許可の権限を持つ全ての介護サービス事業者を対象に、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地に面談方式で行うもの。
- 介護サービス事業者には、それぞれが自ら法令や基準等のルールを遵守することが求められ、行政機関は、介護サービス事業者が法令等を遵守し適正にサービスを行うことができるよう支援する。

2. 可児市の運営指導の概要

- 実施日の1か月前までに通知し、おおむね2週間前までに点検シートや書類の事前提出。
- 運営指導の所要時間は、1事業所につき3時間程度。
- 県所管事業所の運営指導は、県事務所が実施。
- 総合事業の事業所は、適切なサービス提供の確保という点から、訪問時に、あわせて書類確認を実施。

3. 実績(令和3年度～6年度)

サービス種別	対象事業所数 (R6.4.1時点)	令和3年度 実施事業所数	令和4年度 実施事業所数	令和5年度 実施事業所数	令和6年度 実施事業所数
居宅介護支援	24	6	7	3	0
介護予防支援	6	0	0	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	0	0
地域密着型通所介護	14	0	5	0	6
認知症対応型通所介護	1	0	1	0	0
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	2	0	0	0	0
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	10	0	3	2	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3	0	0	2	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	0	0	1
合計	62	7	16	7	7

4. 指摘事項の例(主に地域密着型通所介護について)

(1)重要事項説明書、運営規程等について

- ・重要事項説明書、運営規程の内容は、制度改正に対応させる等適切に修正してください。

例: ×介護予防通所介護 → ○通所型サービス または ○第1号通所事業
×自己負担は費用全体の1割 → ○所得に応じて2割、3割の方があります

- ・ 個人情報を用いることについて、利用者及び家族の同意を得てください。

運営基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第3条の33 (準用)

3 指定地域密着型通所介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(2)地域密着型通所介護計画について

- 通所介護計画は利用者本人の同意を得てください。
- 通所介護計画は、説明、同意の日付を記入してください。
- サービス提供に関する評価について、サービスの実施状況及び目標の達成状況を、個別具体的に記録するようにしてください。

運営基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第27条

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

5 指定地域密着型通所介護従事者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(3)令和6年4月より義務付けとなった委員会、研修等の開催について

▶業務継続計画の策定 ▶感染症の予防及びまん延防止のための対策 ▶虐待防止のための対策の実施

- ・ 委員会の開催や研修及び訓練について、規定されている頻度を確認の上、年間計画を作成する等して、実施忘れのないようにしてください。
- ・ 業務継続計画や感染症対策については、研修と訓練の両方が求められています。

運営基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

第33条 2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一及び二（略）

三 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

運営基準解釈通知

指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(9) 衛生管理等

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

地域密着型通所介護従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

(4)入浴介助加算

- ・ 令和6年度制度改正により、「入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修を行うこと」が新たな要件として設けられました。

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)

問 60 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。

(答)・具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助 対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理 等が挙げられるが、これらに限るものではない。

・ なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上 を図るため、継続的に研修の機会を確保されたい。

(5)個別機能訓練加算

・必ず居宅を訪問し、居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成してください。

報酬告示

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 中、

厚生労働大臣が定める基準

五十一の五 地域密着型通所介護費における個別機能訓練加算の基準

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、個別機能訓練計画を作成すること。また、その後三月ごとに一回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅での生活状況をその都度確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して、個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行っていること。

報酬 留意事項通知

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(13) 個別機能訓練加算について

ハ 個別機能訓練目標の設定・個別機能訓練計画の作成

個別機能訓練目標の設定にあたっては、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で利用者の居宅での生活状況(起居動作、ADL、IADL等の状況)を確認し、その結果や利用者又は家族の意向及び介護支援専門員等の意見も踏まえつつ行うこと。その際、当該利用者の意欲の向上につながるよう長期目標・短期目標のように段階的な目標とするなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。また、単に身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、日常生活における生活機能の維持・向上を目指すことを含めた目標とすること。

(6)口腔機能向上加算

- ・口腔機能が低下している、またはそのおそれのある利用者が対象です。
- ・「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合は、算定できません。

報酬告示

地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

・・(略)口腔(くう)機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔(くう)機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔(くう)清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥(えん)下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この注において「口腔(くう)機能向上サービス」という。)を行った場合は、口腔(くう)機能向上加算として、・・(略)次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

報酬 留意事項通知

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できない。

平成21年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)

問 60 口腔機能向上加算を算定できる利用者として、「ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」が挙げられているが、具体例としてはどのような者が対象となるのか。

(答)例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であっても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載内容(不足の判断根拠、介助方法の選択理由等)から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。

※加算の算定については、運営指導時の指摘や気付いた点を挙げています。ここに挙げた以外の要件も必ず確認の上、適正な加算算定を行ってください。